

者ニ光明ト大ナル慰安ヲ與フル理由アリ

一 賞典支給割増時

二 勤績賞典支給時

三 凡テ定備給ニテ支給ノ時

従来支給せしむる者三項ノ如キ定備給者ト是額アリ依リテ  
テ等請負者ハ其ノ不平均ナル支給法ニ苦悩焦慮シテ常ニ  
不快表露念ノ胸底ニ湧出スルハ其ノ日給ニ因リテ不事適  
切表ニアリ故ニ是ガ改訂ノ一月モ早く速ナラシムル所  
ナリ先ニ其ノ請願ヲナシタルモ頃日所長殿ノ御演述ヲ拜聴  
スルニ及ビ既ニ請願ヲセシ者等ノ趣旨ハ聊カ離及スモノアリ  
悉知シ遺憾ナカラズニ再ニ請願書ヲ以テ奉懇願ス也

一ニ大御向 第二請願

一 御禮以外ノ休日ニ日給ヲ支給セラレタキ御

五等寺職ノハ大職以テ純潔ナル精神ヲ以テヨク自己ノ本分

ヲ知リ請規則堅ク相守テ業務ニ勉勵シ永年奉職スル

者ニテ殊ニ定期職ノハ契約ノ期間中決シテ自己ノ都合ニ依

リ退職致サズル者ナリ斯ノ如ク穩健ナル思想ヲ以テ終始徒順

手ニ吾等ノ職ヲ一筋ニ充テ常ニ勤儉努力以テ生

計ノト安定ヲ得ント欲スル者實ニ工場ニ於テ能力ヲ發

揮セシムル意田心外ナラズト確信スルモノナリ

年月 勤務時間 五給期間ノ計 一給期ノ平均時間 摘要

大正九年